

千葉県報

定例
令和5年9月12日

主要目次

- 令和五年度県民の運動・スポーツに関するアンケート調査の実施
- 土地改良事業計画の変更認可
- 漁業の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間（二件）
- 公安委員会告示
- 警備員指導教育責任者講習の実施
- 特定調達公告
- 落札者等の公告（二件）

告示

示

千葉県告示第三百五十三号

令和五年度県民の運動・スポーツに関するアンケート調査を実施するので、千葉県統計調査条例（昭和二十五年千葉県条例第一号）第三条第二項の規定により次のとおり告示する。

令和五年九月十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 調査の名称

令和五年度県民の運動・スポーツに関するアンケート調査

二 調査の目的

県民のスポーツニーズを調査し、「第十三次千葉県体育・スポーツ推進計画」の進捗状況を把握することにより、今後の事業推進のための基礎資料を得ることを目的とする。

三 調査事項

- 1 性別、年齢その他の情報に関すること。
- 2 健康及び生活習慣に関すること。
- 3 体力及び運動習慣に関すること。
- 4 パラスポーツに関すること。
- 5 アーバンスポーツに関すること。
- 6 子どもの運動及びスポーツに関すること。
- 7 体育及び運動部活動に関すること。

四 調査の範囲

県内の公立の小学校及び中学校、県立高等学校並びに県立特別支援学校の児童又は生徒並びに知事が選定するもの

五 調査の期日

令和五年九月十二日から十月十六日までの間のうち任意の一日

六 調査の方法

知事が、四の者に調査票を配付し、報告を求めることにより行う。

七 結果の公表

知事は、調査結果を千葉県ホームページにより速やかに公表するものとする。

千葉県告示第三百五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、鋸南町鋸南土地改良区の鋸南町鋸南地区における土地改良事業（農業用排水施設の管理）計画の変更を令和五年九月一日付けで認可した。

この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、千葉県を被告として（訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となる。）、処分取消しの訴えを提起することができる（なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内であっても、この認可の日の翌日から起算して一年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなる。）。

令和五年九月十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第三百五十五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条において読み替えて準用する同法第四十二条第一項及び千葉県漁業調整規則（令和二年千葉県規則第六十一号）第十一条第二項の規定により、火光利用さば漁業につき、制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

令和五年九月十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 制限措置の内容

1 漁業種類

火光利用さば漁業

2 船舶の総トン数

総トン数五トン以上百トン以下（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）附則第三条第一項本文に規定する現存船で同項ただし書の規定の適用を受けないもの（以下「旧トン数適用漁船」という。））にあつては、総トン数五トン

以上七十トン以下）。ただし、平成三年度及び平成四年度に実施したこの漁業に係る資源管理型漁業構造再編緊急対策事業に残存者として参加した漁業者の申請に係る船舶で知事が特に必要と認められたものについては、総トン数五十トン以上五十トン以下（旧トン数適用漁船にあつては、総トン数五十トン以上百トン以下）とする。

3 推進機関の馬力数
定めなし

4 操業区域

館山市洲埼灯台中心点から富津市明鐘岬突端を経て神奈川県横須賀市観音埼灯台中心点を結んだ線から銚子市地先に至る間の千葉県海面

5 漁業時期
周年

6 漁業を営む者の資格及び許可又は起業の認可をすべき船舶等の数

漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
千葉県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地（漁船法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十五号）第一条第九項に規定する主たる根拠地をいう。以下同じ。）が千葉県の区域にある者	二十五隻
神奈川県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が神奈川県内の区域にある者	一隻
静岡県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が静岡県の区域にある者	四隻

二 許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和五年九月十四日から十月十三日まで

千葉県告示第三百五十六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条において読み替えて準用する同法第四十二条第一項及び千葉県漁業調整規則（令和二年千葉県規則第六十一号）第十一条第二項の規定により、敷網漁業につき、制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

令和五年九月十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 制限措置の内容

1 漁業種類

あじ・さば棒受網漁業

2 船舶の総トン数

総トン数五十トン以上百トン以下（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）附則第三条第一項本文に規定する現存船で同項ただし書の規定の適用を受けないもの（以下「旧トン数適用漁船」という。）にあつては、総トン数五十トン以上七十トン以下）。ただし、平成三年度及び平成四年度に実施したこの漁業に係る資源管理型漁業構造再編緊急対策事業に残存者として参加した漁業者の申請に係る船舶で知事が特に必要と認められたものについては、総トン数五十トン以上五十トン以下（旧トン数適用漁船にあつては、総トン数五十トン以上百トン以下）とする。

3 推進機関の馬力数
定めなし

4 操業区域

いすみ市太東埼灯台中心点正東の線から館山市洲埼灯台中心点と神奈川県三浦市観音埼灯台中心点を結んだ線に至る間の千葉県海面

5 漁業時期
総トン数十トン未満の船舶にあつては八月一日から十二月三十一日まで、総トン数十トン以上の船舶にあつては八月一日から十月三十一日まで

6 漁業を営む者の資格及び許可又は起業の認可をすべき船舶等の数

漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
千葉県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地（漁船法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十五号）第一条第九項に規定する主たる根拠地をいう。以下同じ。）が千葉県の区域にある者	三隻
静岡県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が静岡県の区域にある者	二隻

二 許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和五年九月十四日から十月十三日まで

公安委員会告示

千葉県公安委員会告示第23号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

令和5年9月12日

千葉県公安委員会委員長 羽田 明

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「2号警備業務」という。）に係る講習

<p>2 講習の期日及び時間 令和 5 年 1 月 1 4 日 (火曜日) から 2 1 日 (火曜日) まで (千葉県内の休日に関する条例 (平成元年千葉県条例第 1 号) 第 1 条に規定する県の休日を除く。) の午前 9 時から午後 5 時まで</p> <p>3 講習の場所 千葉市中央区新田町 4 番 2 2 号 サンライト 7 階</p> <p>4 受講対象者 (1) 最近 5 年間に 2 号警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者 (2) 警備員等の検定等に関する規則 (平成 1 7 年国家公安委員会規則第 2 0 号。以下「規則」という。) 第 4 条に規定する 1 級の検定 (2 号警備業務に係るものに限る。) に係る法第 2 3 条第 4 項の合格証明書 (以下「合格証明書」という。) の交付を受けている者</p> <p>(3) 規則第 4 条に規定する 2 級の検定 (2 号警備業務に係るものに限る。) に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して 1 年以上 2 号警備業務に従事しているもの</p> <p>(4) 規則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則 (昭和 6 1 年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧規則」という。) 第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定 (2 号警備業務に係るものに限る。) に係る旧規則第 8 条の合格証 (以下「合格証」という。) の交付を受けている者</p> <p>(5) 旧規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定 (2 号警備業務に係るものに限る。) に係る合格証の交付を受けている警備員であつて、当該合格証の交付を受けた後、継続して 1 年以上 2 号警備業務に従事しているもの</p> <p>5 受講定員 4 0 人</p> <p>6 講習業務の委託 講習業務は、一般社団法人千葉県警備業協会に委託して実施する。</p> <p>7 受講申込手続等 (1) 受講申込手続 ア 申込方法 受講を希望する者 (以下「受講希望者」という。) は、千葉県内の各警察署に備付けの受講申込票に必要事項を記入し、最寄りの警察署 (千葉県以外に住所を有する者にあつては、千葉県内の最寄りの警察署) に提出すること。 なお、郵便又は信書便により送付する方法による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。</p> <p>イ 受講申込票受付期間等 令和 5 年 1 0 月 2 日 (月曜日) から 6 日 (金曜日) までの午前 9 時から午後 4 時</p>	<p>まで</p> <p>(2) 受講者決定通知 受講申込票の受付期間終了後、千葉県公安委員会が受講者を決定し、受講申込票を受理した警察署を経由して受講希望者に対し受講者決定通知を行う。 なお、受講希望者が受講定員を超過した場合は、抽選により受講者を決定する。</p> <p>(3) 受講手続等 ア 受講手続 受講者として決定された者は、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則 (昭和 5 8 年国家公安委員会規則第 2 号) 別記様式第 1 号の受講申込書に必要事項を記入し、添付書類とともに受講申込票を提出した警察署へ提出すること。</p> <p>イ 受講申込書受付期間等 令和 5 年 1 0 月 2 3 日 (月曜日) から 2 7 日 (金曜日) までの午前 9 時から午後 4 時まで</p> <p>ウ 添付書類 (ア) 4 (1) に該当する者 2 号警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面 (以下「警備業務従事証明書」という。) 及び履歴書 (イ) 4 (2) に該当する者 合格証明書の写し (ウ) 4 (3) に該当する者 合格証明書の写し及び警備業務従事証明書 (エ) 4 (4) に該当する者 合格証の写し (オ) 4 (5) に該当する者 合格証の写し及び警備業務従事証明書 (4) 受講手数料等 ア 受講手数料 3 8, 0 0 0 円 イ 納入方法 千葉県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。 なお、既納の受講手数料は、還付しない。</p> <p>8 講習に関する問合せ先 千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話 0 4 3 (2 0 1) 0 1 1 0</p>
---	--

この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。

落札者等の公告

次のおり落札者等について公告する。

令和5年9月12日

千葉県知事 熊谷 俊 人

【掲載順序】

- ①物品等又は特定役務の名称及び数量
 - ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日
 - ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
 - ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額
 - ⑥契約の相手方を決定した手続
 - ⑦入札公告日
 - ⑧随意契約による場合はその理由
 - ⑨その他必要な事項
- ①電子プロポーザイクロアナライザー 一式 ②千葉県産業支援技術研究所 千葉市若葉区加曾利町889番地 ③令和5年7月4日 ④島津サイエンス東日本株式会社千葉支店 千葉市中央区長洲一丁目24番10号 ⑤62,392,000円 ⑥一般競争入札 ⑦令和5年5月23日

落札者等の公告

次のおり落札者等について公告する。

令和5年9月12日

千葉県病院局長 山崎 晋一朗

【掲載順序】

- ①物品等又は特定役務の名称及び数量
 - ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日
 - ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
 - ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額
 - ⑥契約の相手方を決定した手続
 - ⑦入札公告日
 - ⑧随意契約による場合はその理由
 - ⑨その他必要な事項
- ①磁気共鳴画像診断装置 一式 ②千葉県立佐原病院事務局 香取市佐原1-2-285番地 ③令和5年7月6日 ④アインアイン株式会社 長崎県長崎市興善町6番7号 ⑤208,868,000円 ⑥一般競争入札 ⑦令和5年5月26日

購読料 本号 一部 111円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

千葉県 〇四三(二二三)二六五八

購読申込先